

第5次あきる野市男女共同参画プランの策定について

1 第5次あきる野市男女共同参画プランの改定について

あきる野市男女共同参画プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき策定するもので、「すべての人が、性別にとらわれることなく、その個性や能力が十分に発揮され、家庭、地域、職場等のあらゆる分野に責任を持って参画でき、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受することができる社会の実現を目指して、実効性のある施策の推進を図っていくこと」を目的とし、男女共同参画社会の実現に向けた基本理念や基本目標、重点課題、目標達成に向けた施策や事業、数値目標等を示したものです。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「配偶者暴力対策基本計画」を兼ねています。

現行計画である第4次あきる野市男女共同参画プラン（以下「第4次プラン」という。）は、令和3年度をもって計画期間（平成30年度～令和3年度）が終了することから、男女共同参画の取組を継続するため、第5次あきる野市男女共同参画プラン（以下「第5次プラン」という。）を策定することとします。

2 計画策定の考え方

第5次プランの策定は、「第3次あきる野市男女共同参画プランを改定し第4次プランを策定する際に事業等の大幅な見直しが行われたこと」「第4次プランの計画期間が比較的短期間であったこと（4年間）」から、国等の動向、他市の事例、本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策の進捗状況等を「計画改定の視点」と捉え、「第4次プランを見直すこと」を基本的な考え方とします。

3 計画策定に向けた主なスケジュール

第5次プランの策定に向けたスケジュールの概要は、次のとおりです。

時 期	作業等の内容
～令和3年3月	・計画改定の視点の整理 (第4次プランの進捗状況の整理、国等の動向、他市の事例の整理)
令和3年 4月	・第5次プラン策定方針の決定（計画期間等の決定）
5月～ 6月	・関係課へのヒアリング（関連施策の動向や見直しの必要性の確認等）
7月	・第5次プラン骨子案のまとめ
8月～11月	・第5次プラン計画案のまとめ
12月	・第5次プラン計画案の議会報告
令和4年 1月	・第5次プラン計画案のパブリックコメントの実施
3月	・第5次プランの策定

4 計画策定に関する男女共同参画推進市民会議の関わり

第4次プランの策定の際と同様に、第5次プランの策定の節目（策定方針の決定等）に際し、男女共同参画推進市民会議からご意見をいただきたいと考えております。意見をいただく際には、事務局で取りまとめた「第5次プラン策定方針」「第5次プラン骨子案」などを事前にご確認いただく予定です。

5 計画改定の視点

第4次プランの見直しに当たっては、次のような事項を踏まえ、施策や事業の見直しを進めます。

(1) 市に関すること

① 男女共同参画社会の実現に向けた施策の進捗状況

別紙のとおり。

② 検討すべき個別事項

あきる野市議会を通じて把握され、検討を要する事項は次のとおりです（以下の施策を必ず第5次プランに位置付けるということではありません）。

ア 研究職・技術職における女性の活躍に向け、理工系女性人材の育成に関する施策について。

また、本施策を推進する場合の企業との連携について

イ 同性パートナーシップ制度など、性的マイノリティに関する施策について

ウ LGBT等のマイノリティを広く市民に周知し、理解を深めるための取組について

エ LGBTの方が相談しやすい窓口の設置について

オ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の周知に関する施策について

カ 審議会等の女性委員の割合の更なる上昇に向けた女性委員を増やす施策について

キ 意思決定の場等に携わる女性を増やすため、女性リーダーの育成、女性の活躍などを目的とした講座の実施について

ク ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた事業者の意識改革や機運醸成について

コ 男性職員における仕事と育児が両立する職場環境づくり及びまちづくりについて

(2) 国等の動向に関すること（平成30年度から現在に至るまでのもの）

① 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年5月23日公布・施行）

この法律は、わが国において女性議員が少ないことを踏まえ、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

地方公共団体の責務は、「政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする」とされています。

② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）の改正

（令和元年6月5日公布、令和2年6月1日等施行）

この法律は、男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、女性の職業生活における活躍の推進について基本原則を定めるほか、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにし、女性の活躍に関する行動計画の策定、女性の活躍推進に関する支援措置などを定めています。

令和元年6月に法改正され、行動計画の策定義務の対象が拡大されたほか、女性活躍に関する情報公表の強化が図られました。

地方公共団体の責務として、女性の活躍の推進に関する取組の内容等を示す特定事業主行動計画の策定が義務づけられているほか、女性の活躍の推進に関し、必要な施策を策定し、これを実施することとされています。

③ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）等の一部改正（令和元年6月5日公布、令和2年6月1日等施行）

職場におけるハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児休業等に関するハラスメント）等を防止し、対策を強化するため、②に掲げた女性活躍推進法のほか、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働者派遣法が改正され、ハラスメントが定義付けられたほか、ハラスメントの防止に向けた指針の策定、研修の実施等の事業者の責務、雇用管理上講ずべき措置、事業主が行うことが望ましい取組などが定められました。

④ 災害対応力を強化する女性の視点 ～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（国、令和2年5月策定）

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。このため、国では、防災対策、避難所運営などにおける女性の参画を拡大するため、このガイドラインを通じて、基本的な考え方と、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、都道府県や市区町村が取り組むべき事項を示しています。

⑤ 女性活躍加速のための重点方針2020（国、令和2年7月1日決定）

男女共同参画基本計画に基づき、各府省の予算の概算要求や制度改正等に反映させることを目的に、各省の男女共同参画に関する施策を取りまとめ、政府方針として、毎年度決定するものです。

「Ⅰ 安全・安心な暮らしの実現」「Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍」「Ⅲ 女性活躍のための基盤整備」の3つの視点のもとで、各種の施策が位置付けられており、2020版では、新型コロナウイルス感染拡大による女性への深刻な影響及び女性活躍の新たな可能性への対応として、テレワークの推進やオンラインの活用といった施策が追加されています。

⑥ 第5次男女共同参画基本計画（国、令和2年12月25日閣議決定）

「第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大」～「第11分野 男女共同参画に関する国際的な強調及び貢献」を設け、男女共同参画社会の実現に向けた施策を位置付けています。第4次男女共同参画基本計画と比較すると、分野として大きく変化したものはありませんが、不妊治療の保険適用の実現など、各種施策の深化が図られているとともに、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響、デジタル化社会への対応など、新たな課題に対応する施策が追加されています。

(3) 他市の事例

① パートナーシップ制度の導入状況について

東京都内では、令和3年1月15日現在において、7区（渋谷区、世田谷区、中野区、豊島区、江戸川区、文京区、港区）3市（府中市、小金井市、国分寺市）で導入されています。

いずれの制度も、その自治体内において、自治体が両者の関係性を認めるものであり、自治体によっては、その自治体の住民や事業者に対し、両者の関係性について、配慮を求めることとされています。

6 その他

(1) アドバイザーの招聘について

第5次プランの策定に際し、専門的、学術的な知見を得るため、アドバイザーに意見を求める予定です。

(2) 施策・事業評価について

男女共同参画推進市民会議において、第4次プランの進捗状況を評価していただく際に、評価の考え方が不明瞭である旨の意見をいただきました。第5次プランの策定に当たりましては、この点を課題として捉え、対応を考えていきます。

現段階における考え方は次のとおりです（後に変更となる可能性があります）。

① 事業実施に係る評価基準

変更案	現行
S: 事業を実施し、目標以上の成果が得られた（計画期間中に目標以上の成果が得られる見込みである）。	
A: 事業を実施し、目標を達成できた（計画期間中に目標を達成できる見込みである）。	A: 課題解決のための施策に対する事業を十分に実施できた
B: 事業を実施したが、目標は達成できておらず、改善が必要である（現在のままでは、計画期間中に目標を達成できる見込みがなく、改善が必要である）。	B: 課題解決のための施策に対する事業はおおむね実施できた
C: 事業を実施したが、目標達成には至らなかった（計画期間中に目標を達成できない）。	C: 課題解決にはさらに工夫や改善が必要
D: 事業を実施していない。	D: 未実施
F: 事業が終了（完了）した。	

※ この基準とした場合、全ての事業に目標を設定する必要があります。目標は、事業の性質に応じて、「事業の実施のみを目標とするもの」（例：意識啓発記事を広報に掲載するなど）、「事業の参加者数や出席者数、印刷物の配布枚数を目標とするもの」（例：講座を実施し、その参加人数を把握できる）、「個別の目標を定めるもの」（例：講座を実施し、講座の受講者にアンケートを行い、意識の変化等の割合を把握できる）などが考えられます。

ただし、この考え方を採用した場合、進捗状況の把握自体が大きな事務量となってしまう、本来の事業実施に影響が及ぶおそれがあるため、慎重な検討が必要です。

② 男女共同参画の視点からの評価基準

変更案
A：このまま事業を実施して欲しい
B：事業方法の改善が必要である
C：事業の抜本的な見直しが必要である
F：評価ができない（事業が未実施、事業が完了・終了）



現行
A：大きな効果があった
B：効果があった
C：あまり効果がなかった
D：まったく効果がなかった